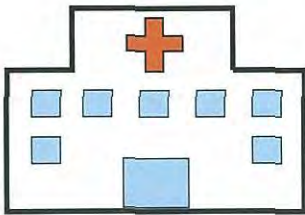


## 保険給付の種類について

仕事又は通勤によるケガ又は病気にかかった場合は、様々な補償が行われます。ここでは、事例ごとにどのような補償が行われるかご説明します。

### 【事例1】ケガ又は病気にかかった際に、治療を受けた場合の補償



労災病院や労災指定医療機関において、原則として無償で治療を受けられます。



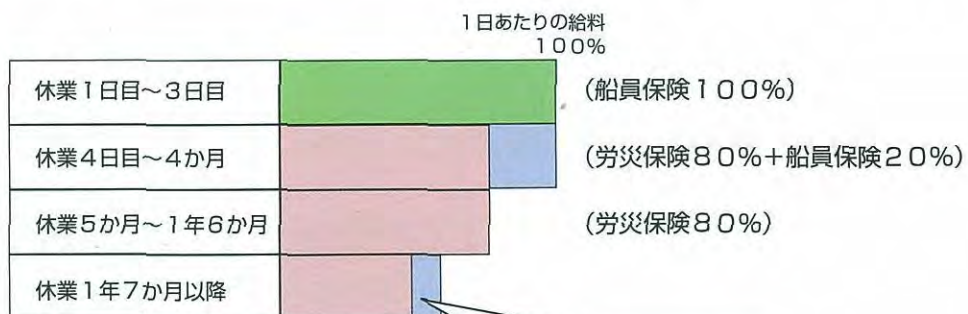
労災病院や労災指定医療機関以外で治療を受けた場合についても、治療費の支払いを受けられます。



治療のために、通院に要した費用の実費相当額が支給されます。

### 【事例2】ケガ又は病気の治療のために仕事を休んだ場合の補償

休業した日数によって、給付額が異なります。その概要については、下記の表をご覧ください。



労災保険の最高限度額が船員保険の日額の60%を下回る場合にはその差額分が船員保険から支給されます。

